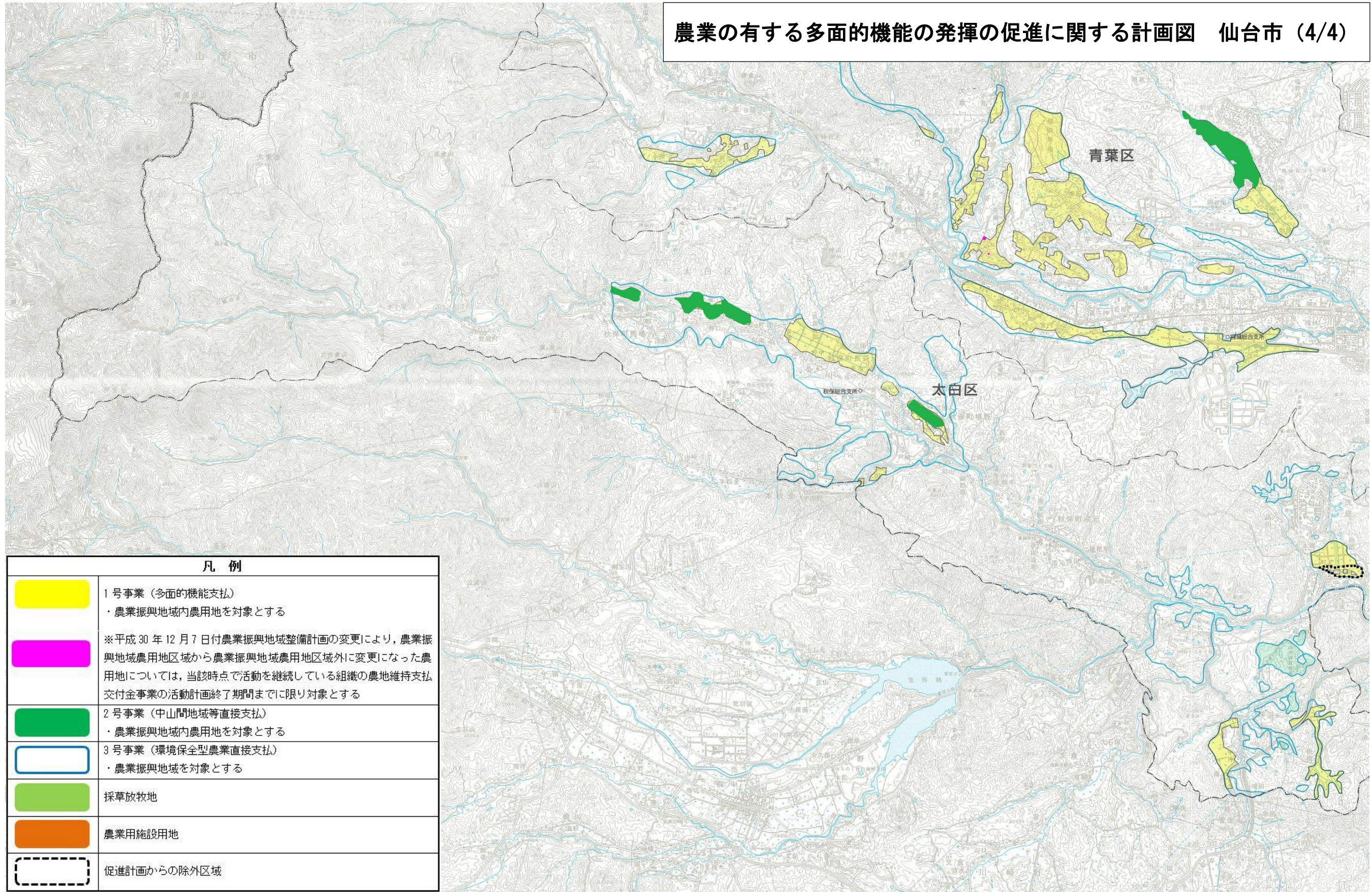


農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画図 仙台市 (4/4)



凡例

	1号事業（多面的機能支払） ・農業振興地域内農用地を対象とする
	※平成30年12月7日付農業振興地域整備計画の変更により、農業振興地域農用地区域から農業振興地域農用地区域外に変更になった農用地については、当該時点で活動を継続している組織の農地維持支払交付金事業の活動計画終了期間までに限り対象とする
	2号事業（中山間地域等直接支払） ・農業振興地域内農用地を対象とする
	3号事業（環境保全型農業直接支払） ・農業振興地域を対象とする
	採草放牧地
	農業用施設用地
	促進計画からの除外区域